

海部東部消防組合火災予防条例 の一部が改正されました!



今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した 福知山花火大会火災を踏まえ、

大勢の人が集まる催し(イベント)を開催するとき

その催しの<u>主催者・露店等の</u> 出店者に一定の義務が課されます。



主な改正内容

その1 消火器を準備する義務

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の 者の集合する催し(以下「多数の者の集合する催 し等」と言う。)において<u>対象火気器具等を使用</u> する場合は消火器を準備すること。



その2 露店開設時に届出をする義務



多数の者の集合する催し等において<u>対象火気</u> 器具等を使用する露店を開設する場合にはあら かじめ消防本部へ届出を行うこと。

※「対象火気器具」とは?

主に、こんろ、グリドル(鉄板焼き)、ストーブ、発動発電機等が該当 します。

その3 大規模な催しを開催する場合の



防火管理の義務

大規模な催しを開催する主催者は防火担当者 を選任し、火災予防上必要な業務の計画を作成し て消防本部へ届け出ること。

※「大規模な催し」とは?

主催者が出店を認める露店が 100 店舗を超え、かつ消防長が、火災が発生した 場合に人命又は財産に、特に重大な被害を与えるおそれがあるとして指定した催 しが対象となります。



今回の条例改正に伴う<u>Q&A</u>



Q.1 大勢の人が集まる催し(イベント)にはどんな催しがあるのですか?

A. 今回の条例改正の目的は祭礼、縁日、花火大会、展 示会のように一定の社会的広がりを有するものを対象 としています。

したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに 留まる場合(近親者によるバーベキューや花見、地域 の防災訓練の炊き出し等)は含まれません。



Q.2 消火器はどんな物を、何本用意すれば良いのですか?



A. 消火器の大きさや本数について、条例では具 体的には記されていませんが、当本部では、業 務用消火器で 10 型以上のものを推奨していま す。必要本数については、原則として火気を使 用する露店1店舗(又は発動発電機1台)に対 して1本必要ですが、例えば1つのテント内に 複数の火気取扱いがある場合で、各出店者が協 力して有効に消火作業が行える場合は、消火器 の共有も認められます。



※その他、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。 海部東部消防本部 予防課 Tel: 052-442-1513